

6. 公園整備の実現に向けた検討

(1) 管理・運営計画

① 管理運営の基本的な考え方

公園の管理は、潤いのある都市生活の実現に向け、都市環境の改善・向上、都市の防災性の向上、スポーツや観光などの多様なレクリエーションへの対応、都市景観の向上など、公園に求められる機能を十分に発揮するために行うこととする。

また、行政および市民、事業者など多様な主体が係わるため、それぞれの役割を明確にし、一定以上の管理の質が確保されるよう、管理内容のチェックや利用者の満足度が高まるよう柔軟に対応することとする。

② 管理運営体制

ア) 管理運営体制づくりの視点

本公園内に市施設及び県プール施設が合築整備されるため、所謂、複合施設の性質を有するため、多くの利用者が様々な目的で利用する施設となる。

そのため、効率的な施設管理を図りつつ、市民をはじめとする多様な利用者層のニーズに適切に応えていくために、市の直営、業務委託、指定管理者制度など、整備予定施設に応じた業務範囲を適切に区分し、施設の相互連携や市民参加の積極的な推進を進めながら最適な管理運営体制の構築を検討していく。

イ) 業務範囲の検討

整備予定施設の1つである市施設は、既存の北スポーツセンター並びに神根西公民館の建替えとして導入機能及び整備を検討している。既存の北スポーツセンター並びに神根西公民館、神根公園・神根運動場は、市の直営や一部の業務委託により施設の管理運営が行われており、従前の管理運営方法を踏襲することを基本とする。

県プール施設は、「埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業」で選定されたPFI事業者による整備・管理運営が行われる。

市施設及び県プール施設は、合築整備されるため、共用部を介した相互移動が可能な計画を想定している。多様な機能を有する複合施設として、機能の集約化によるメリットを活かしていくためにも、県側との調整は必要となるが、施設全体に共通する維持管理や総合受付、施設の貸出等の業務については指定管理者又は業務委託にて行うことにより、施設間の連携の円滑化とコスト縮減を図ることも一案としては考えられる。

また、運営については、例えば、全ての業務及び機能を指定管理者に任せるのではなく、既存施設での活動実績や業務の特性を踏まえつつ、市の直営と指定管理者による業務を適切に区分及び連携することも想定されるため、適材適所の観点に立った、市民サービスの質の確保を図ることとする。

ウ) 施設相互の連携

市施設と県プール施設が合築整備されるという複合施設の特性を最大限に活かせるよう、市及び県や指定管理者、関係団体等が適切な連携を図りながら施設の管理運営を行っていく体制が必要である。また、施設利用者からの意見や要望を当該施設の管理運営に取り入れるような仕組みづくりも行っていくこととする。

エ) 業務内容（案）

市施設及び神根公園・神根運動場の管理については、以下に示す業務内容（案）が想定される。

図表 2-6-1 業務の区分と業務内容（案）

業務内容（案）	
基本事項	
	施設の管理運営方針等の決定
	施設間の連絡調整に関する業務
	総務・経理（事業計画、事業報告等）に関する業務
	総合受付、予約管理、利用案内・誘導等の業務
	備品管理
	駐車場管理
	施設巡回
市施設	
	教室、イベント等のスポーツ推進 事業に係る企画・実施
	スポーツ関連情報の収集・提供
	トレーニング指導・健康体力づくり相談の実施
	施設の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）
	施設の維持管理（設備保守、清掃、保安警備、修繕等）
神根公園・神根運動場	
	公園施設の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）
	グラウンド整備
	維持管理（植栽管理、清掃、警備、保守、修繕等）
	公園内でのイベント企画・実施

③ 管理運営における基本事項

ア) 施設の開館日等

市施設を含めた整備対象施設は、これまで市の直営や一部の業務委託により施設の管理運営が行われていることから、開館日と開館時間についても従前通りの管理運営を踏襲する。

イ) 貸出対象の諸室

市施設の建物内には、既存の北スポーツセンター及び神根西公民館が有する機能を基本的に踏襲しており、体育館やホール等が配置されるほか、トレーニングルームを検討している。

また、神根公園・神根運動場には、野球やサッカーをはじめとする複数の競技が行える屋外運動施設が配置される。

以下に、貸出対象諸室（案）を示す。これらの施設の各諸室については、スポーツや生涯学習の推進のため、これまでのように個人や関連団体に対して貸出を行うとともに、個人開放も行うこととする。

図表 2-6-2 貸出対象諸室（案）

施設名	階数	対象諸室
市施設（北スポーツセンター関係の諸室）	1階	体育館
	1階	クラブルーム
	1階	トレーニングルーム
	1階	多目的室
	1階	会議室
市施設（神根西公民館関連の諸室）	2階	ホール
	2階	視聴覚室
	2階	料理実習室
	2階	ミーティング室
	2階	日本間
	2階	会議室
	2階	倉庫
神根公園・神根運動場	—	屋外運動施設1
	—	屋外運動施設2
	—	屋外運動施設3

ウ) 諸室の利用想定

1) スポーツ関係の諸室

既存の北スポーツセンターに備わる諸室を基本とし、体育館機能は、コート面積の拡大に伴い、必要とされる関連諸室が新設され、一定のスペースが確保される。これによ

り、競技種目に応じて使用する諸室を設定し、諸室の貸出を行う。

また、体育館の諸室においても、時間帯や場所を設定した上で、個人や家族、友人等の少人数による利用が可能となるような運用も行い、個人利用の充実を図っていくこととする。

2) 公民館機能関係の諸室

既存の神根西公民館に備わる諸室を基本とし、現状機能・規模を踏襲した諸室が配置される。公民館機能関係の各諸室の用途については、基本的に既存施設の用途等を引き継ぎ、団体への貸出を行う。各諸室の定員は、現在の施設における使用実態を踏まえ、同規模程度を想定する。

エ) 利用時間区分

各種団体に対して貸出する諸室の利用時間区分については、施設ごとの利用ニーズを踏まえ、多くの利用者が使用できるよう設定する。

オ) 利用手続き

1) 個人利用

従前の管理運営方法を基本としつつ利用者の利便性に配慮した利用手続きとする。

また、県プール施設との連携を勘案し、大会等の開催時には、市施設の体育館を競技者の休憩室として優先的に利用することが想定されている。大会等の開催時以外は原則的に個人利用が可能となるよう運用することとする。

2) 団体利用

従前通り、団体登録を行い、施設予約のために、パソコン、携帯電話、利用者端末といった方法により施設の貸出等が可能な施設予約等システムを運用することとする。

カ) 使用料金

諸室の使用料金については、市民全体の負担の公平性の観点から、受益者負担を原則とする。

また、各諸室の料金設定に当たっては、施設が新しくなることから現行施設の料金にとらわれず、施設規模なども踏まえながら近隣自治体等の類似施設の料金などを参考に、現時点での案として設定していくものとする。

キ) 災害時の施設機能

本施設は、災害時には、施設内への市民の立ち入りを制限して平常時の施設利用から機能転換を行い、災害時は、広域避難場所として、屋外運動施設及び広場を避難スペースとし、周辺の火災に対しては離隔を確保する。

④ 施設の特性を踏まえた管理内容

ア) 競技スポーツから健康スポーツまで幅広い活動が楽しめる公園づくり

「する」・「観る」・「支える」の考え方に沿い、観戦試合開催時や日常スポーツ利用時に適した環境づくりとスポーツ教育の推進を図る。

- ・スポーツ観戦に適した環境づくり
- ・競技以外の日常時のスポーツニーズへの対応
- ・スポーツ教育の推進 等

イ) 多様なレクリエーション活動が楽しめ、地域交流が広がる公園づくり

多様な利用者にとって利用しやすい環境づくりや公園で活用できる場の提供を図る。

- ・公園を核とした地域コミュニティの育み
- ・利用に関する規制緩和や利用ルールの策定
- ・スポーツ団体やボランティアの活躍等の場づくり・受け皿づくり 等

ウ) 地域の自然景観の魅力を味わうことが楽しめる公園づくり

神根公園・神根運動場の自然・景観づくりに向けたプログラムの実施や担い手の育成を図る。

- ・地域の自然景観を活かした体験イベントの企画・実施
- ・循環型公園管理の実践
- ・ボランティアを含めた人材育成、市民団体間のネットワーク構築 等

エ) 大規模災害発生時の住民避難や救援活動の拠点機能を備えた公園づくり

災害発生時、イベント利用時、日常利用時の各段階で安全・安心な環境づくりを図る。

- ・災害発生時のオープンスペース確保
- ・災害発生時の対応
- ・周辺施設・関係機関・公園管理者間の連携・協力 等

オ) 公園の利便性とバリアフリーに対応した公園づくり

神根公園・神根運動場へのアクセス向上と園内のバリアフリー化を図る。

- ・神根公園・神根運動場への公共交通のアクセス向上に向けた県及び交通事業者との協議
- ・利用ガイド・インフォメーション、誰もがわかりやすいサイン・案内の実施 等

カ) 市民や民間事業者等との協働の推進

「多様な主体・世代が利用できる運動環境の整備」「地域コミュニティを育む活動拠点」をはじめとする整備コンセプトを踏まえ、市民から親しまれ、多様な市民ニーズに応えていく運営が求められる。そのためにも、施設の管理や事業において、市民や民間事業者等が積極的に関わることができる仕組みの構築を図っていく。これにより、スポーツ普及事業や公園広場等を活用した賑わい事業等、市民をはじめとする多様なニーズに対応した事業が効率的・効果的に企画・運営されることで、市民サービスの質の向上と経費

の削減、ひいては施設自体の付加価値向上をも図ることが期待できる。

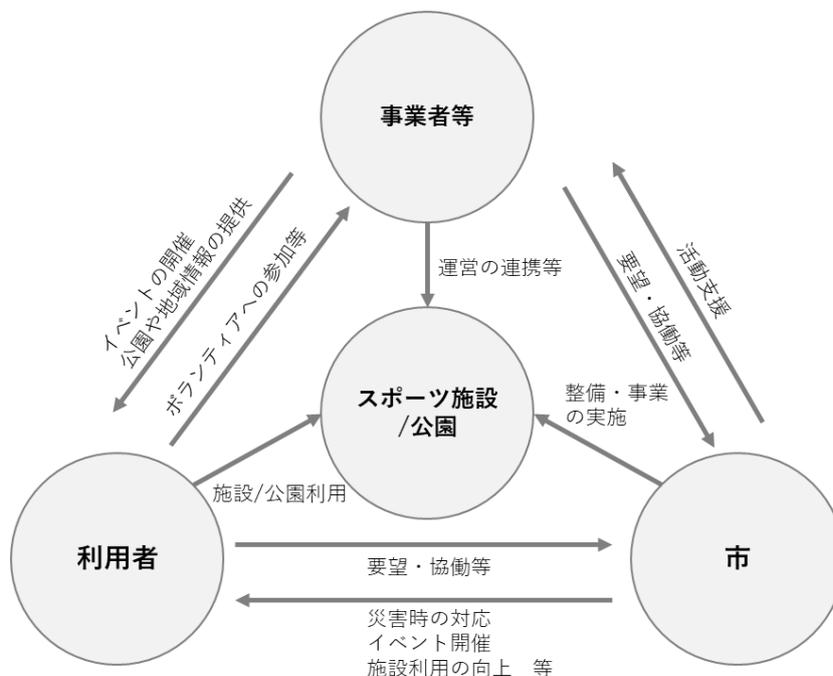
- ・本施設を活用した賑わい創出のイベント実施
- ・スポーツ普及のための各種取り組み 等

⑤ 管理運営の主体と役割分担

整備コンセプトに掲げているように、スポーツ・運動場整備と公園整備を契機に、多様な主体・世代に親しまれる管理運営・利活用を行うためには、主な利用者であるスポーツ団体をはじめ、教育機関や医療機関等の事業者、地域と行政が連携することが不可欠となる。施設整備後は、それぞれの得意分野を活かして、持続可能な管理運営ができる体制を構築する。

多様な主体による公園施設の管理運営や、地域の事業者がイベントや清掃等に関わることで、地域に根付いた公園となり、特色ある公園となることが期待される。

図表 2-6-3 各主体の役割



(2) 市・県施設の施工に関する課題整理

本節では、市・県施設の施工における影響を整理し、搬入路や動線等を検討するとともに、施工時における課題とその対策等を検討する。

① 整備スケジュールの設定

施工検討に先立ち、市・県施設の整備スケジュールを設定する。

県施設は、今後 PFI によって民間事業者から工法・工期等の自由提案が行われるため、現時点では「埼玉県屋内 50m 水泳場整備運営事業 実施方針（令和 4 年 9 月 30 日）」（以下、実施方針という）、「同実施方針等に関する質問・意見」に記載の情報をもとに整備スケジュールを想定した。令和 6 年 3 月 31 日の事業契約締結以降～令和 9 年 3 月 31 日の引き渡し予定日までが設計・建設期間となり、令和 9 年 7 月 1 日を供用開始としている。

市施設は令和 9 年 4 月 1 日供用開始を目標として工事期間を設定した。市施設と県施設で工事の重複する期間が生じる事を前提に、以下課題等の整理を行った。

図表 2-6-4 整備スケジュール

	R 4 年度 (2022年度)	R 5 年度 (2023年度)	R 6 年度 (2024年度)	R 7 年度 (2025年度)	R 8 年度 (2026年度)	R 9 年度 (2027年度)
◇県水泳施設整備事業	実施方針等の公表 (令和4年9月30日)	事業者選定 落札者の決定・公表 (令和5年12月)	設計・建設期間	設計・建設期間	設計・建設期間	開館準備 共用開始予定日 (令和9年7月1日)
◇市施設整備事業	基本計画	基本設計・実施設計	申請 (計画通知)	新築工事入札 既存解体	新築工事	
		事業契約締結 (令和6年3月31日)			引き渡し予定日 (令和9年3月31日)	

② 施工に関する調整

市施設と県施設は異なる事業・発注形態の為、工事施工者が異なる可能性がある。そのため、工事搬入路や動線等を極力個別に設け、現場入退者の管理・把握や、出入口並びに周辺道路の安全も各々の施工者で管理できることが望ましいと考えられる。

但し、限られた敷地の中で、同時期に近接して2つの施設が建設されることから、両事業者（市・県）並びに施工者間で協定等を結び、個別の工事進捗・運営に配慮しながら、工事の合理性を鑑み、必要に応じて調整を行うことが望ましい。

③ 工事搬入路の設定

工事車両出入口は、西側の市道神根第 44 号（以下、44 号という）並びに、南側の市道幹線第 45 号線（以下、45 号）に設ける事が考えられる。

上記②より出入口は、市県で個別に設け、かつ円滑な工事車両動線の観点から出入を分けて、一方通行で確保できることが望ましい。よって、少なくとも4つの出入口の確保を前提に検討を行い、課題の整理を行った。

④ 工事作業ヤード等の設定と出入口・車両動線計画

市施設は、建物建設範囲の西側が県 PFI 整備事業範囲の為、工事作業ヤード・資材置場は東側になると想定される。この工事作業ヤード等に対してスムーズにアプローチするために、45 号線南東角と、44 号線北側（県 PFI 整備事業範囲を外した箇所）に出入口を設ける事が出来れば、スムーズな工事車両動線が確保できる。但し、中学校の校門・出入口に工事車両出入口が近接するなどの課題があるため、県工事側の出入口と共用、又は 45 号線南東角の 1 か所で工事車両の出入を管理するなどの対策が考えられる。

県施設は、県 PFI 整備区域内の送電線を外した西側を工事ヤードと想定し、この工事ヤードに面して、車両出入口を設けることが合理的と考えられる。但し、建設規模が大きい為、工事に際して必要となる作業ヤード（資材仮置場・現場事務所・作業員詰所等）は、県 PFI 整備区域外に設定した。作業スペースに対する車両出入の効率性から、45 号南東角に設けた出入口・動線を市／県で共用するなど、事前に協定等を締結することが望ましい。

⑤ 44 号線拡幅工事との調整

44 号線は 3.5m の道路拡幅工事が見込まれている。施設の建設工事期間を外して拡幅工事を行えば調整は不要となるが、道路拡幅工事と建設工事が重複した場合は、工事の進捗に応じて適宜、搬入路の盛替えなどが必要と考えられる。

⑥ 施設工事進捗に応じた市／県の調整

両施設が近接、又は市施設配置エリアが県の PFI 整備区域に近接していることから、外壁や外構施工時など、建設工事の進捗に応じて双方で調整が必要となる。

また、県施設 PFI 整備区域外（市外構工事部分）で、県の工事車両動線・工事ヤード等を設けるため、当該部分を利用する旨と期間を調整・合意するとともに、県施設工事の進捗に応じて、徐々に工事ヤード等を縮減し、市施設外構工事が適切な時期に行えるよう、県側と調整が必要となる。

基本形状

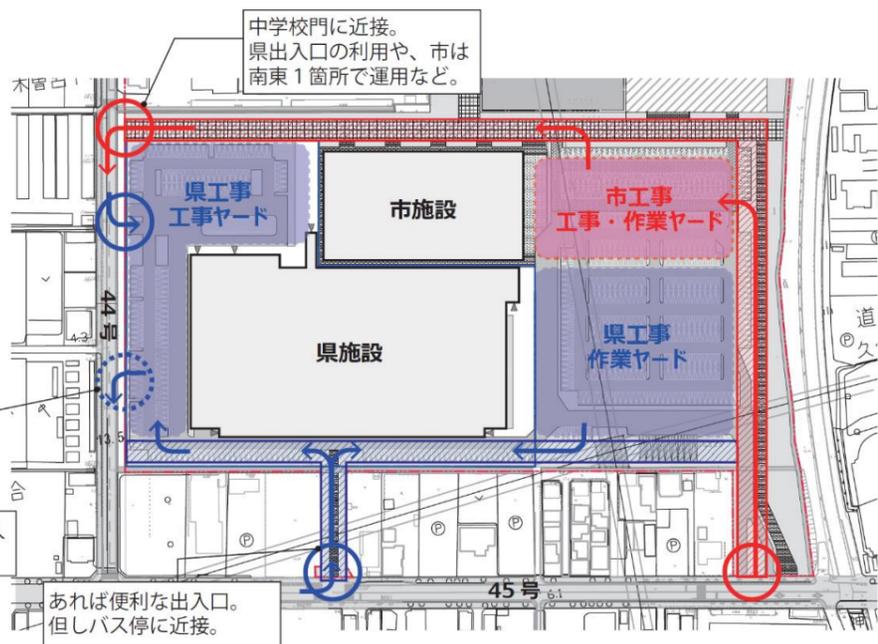
工事計画の基本形状として以下の2案を検討した。出入口・搬入経路等を個別に設けて、双方の工事に干渉が少ない計画と、出入口・搬入経路等を共用し、外周への影響や工事動線の効率化を図った計画が考えられる。

凡例



出入口等 個別案

市/県工事で出入口と搬入路を個別に確保し、双方で干渉が少ない計画。県工事側で搬入路が一部双方向となる等の工事効率の課題や、外周道路に対する搬入路数が多い点等が課題と考えられる。

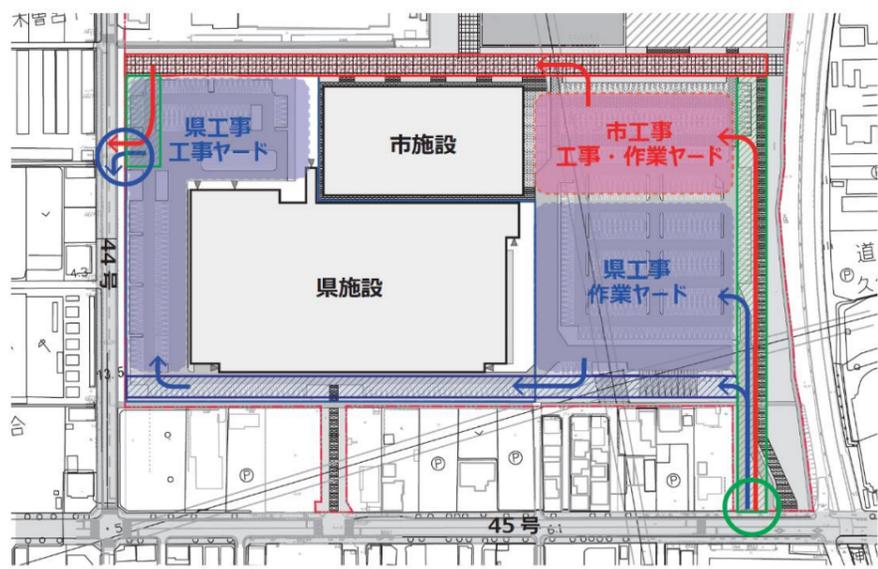


工事ヤードに面して出入が2箇所あると効率的。

あれば便利な出入口。但しバス停に近接。

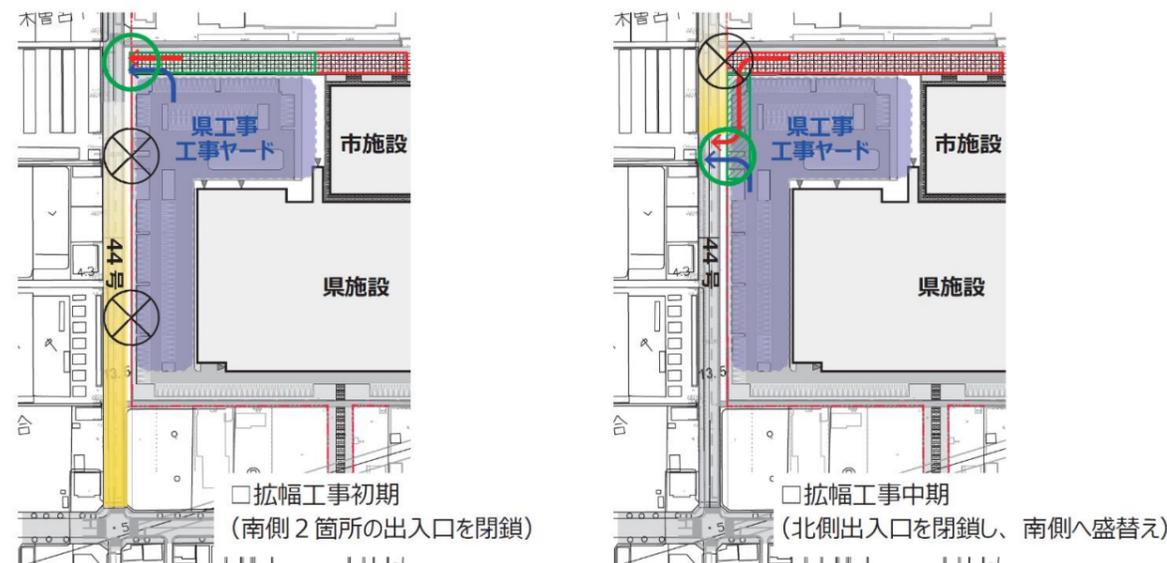
出入口等 共用案

市/県工事で出入口と搬入路を共用し、工事搬入路の効率化や、外周道路に対する搬入路数を縮減、中学校へ配慮した案。共用化する範囲に関して、事業者間(市・県)並びに双方の工事施工者間で協定等を締結、共用部分の安全管理等の役割分担を明確化する必要がある。



44号線拡幅工事期間の考え方

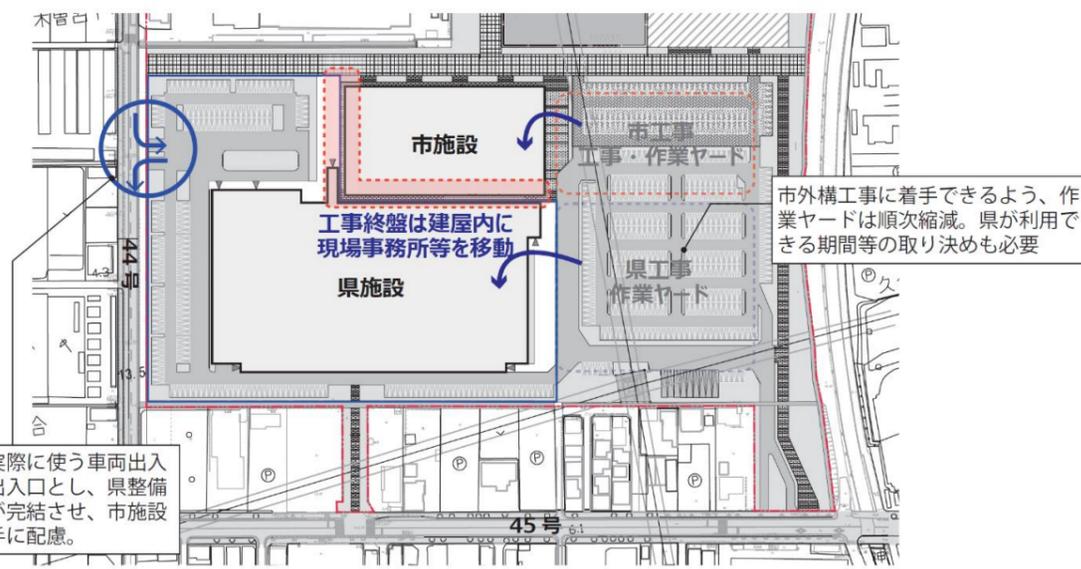
44号線拡幅工事は、施設工事で着手前に完了 又は、建設工事終了後に実施であれば調整は生じない。施設工事期間と重複する場合は、道路工事の進捗に併せて、使用できる出入口を盛替えしながら、市/県で出入口・搬入路を共用しながら施設工事を進める必要がある。(※下絵は、南側から道路拡幅を行った場合の概念図)



施設工事進捗に応じた市/県の調整

両施設並びに、市施設配置エリアが県のPFI整備区域に近接していることから、建設工事の進捗に応じて双方で調整が必要となる。具体的には、市施設西面・南面の外壁等工事を行う際には、一時的にPFI整備区域内で市側が工事作業を行う等の調整が必要。

また、県側工事においても、搬入経路や工事ヤードが、市工事外構部分を利用することから、当該部分を利用する旨と期間を双方で調整・合意するとともに、県施設工事の進捗に応じて、徐々に工事ヤード等を縮減し、市施設外構工事が適切な時期に行えるよう調整が必要となる。



※現時点の考え方を示すものであり、今後 県側との調整・協議の上決定いたします